

○議案第51号 守口市立図書館指定管理者選定委員会条例案

□□□審議経過□□□

＝市民環境委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、令和2年4月開館予定の市立図書館を管理運営する指定管理者の候補者の選定及び業務の実施状況の評価に関し、教育委員会の諮問に応じ、調査審議を行う附属機関として、守口市立図書館指定管理者選定委員会を設置しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、生涯学習情報センターのモニタリング制度において、利用者等を対象としたアンケートの実施方法について、選定委員会から指摘を受けているにも関わらず、改善が不十分であった点が見受けられる。

よって、市立図書館としては、幅広い世代の市民等に利用していただける施設を目指していることから、今一度、モニタリング制度の趣旨を踏まえ、市と指定管理者が連携を密にし、利用者目線に立った施設運営がなされていくよう特段の意を配されたいこと。

なお、選定委員会による第三者的評価ではなく、例えば、施設利用者を委員とするなど、より客観的な評価制度について検討を重ねられたいこと。

また、指定管理者の選定に当たっては、学校図書館との連携という点にも十分に意を配されたいとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、杉本委員におかれましては、市立図書館の管理運営については、指定管理者制度を導入するのではなく、直営で実施するべきであるとの理由により、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。